

柳井市都市計画審議会議案書

議案番号	種 類	決定権者	審議事項
1	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	山口県	柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

と き：令和2年7月28日（火）

と ころ：柳井市役所 3階大会議室

議案第 1 号

柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

「柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は別冊のとおり」

理 由

柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第6条の2の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成16年に都市計画決定され、平成24年に変更しています。

この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。